

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員は、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に勤務形態に応じて職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員については、報酬等は支給しない。

- 2 報酬について、地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬については、4月から12月分の報酬は12月中に、1月から3月分の報酬は、3月中に分けて支払するものとする。
- 4 役員が退職に対する退職手当は支給しない。
- 5 役員が任期満了、死亡若しくは辞任による退任又は解任により、その職を離れた時は、日割り計算により報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 本会の常勤役員に対する報酬は別表1に定める範囲内で理事会において定めるものとする。

2 会長、副会長、常務理事を除く非常勤役員については、別表2に定める報酬額を支給する。

3 評議員については、定款第10条で定める金額の範囲内で、別表3に定める報酬額を支給する。

4 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給することができる。この場合、常勤役員には、通勤に要する交通費として、本会の社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会給与規程（以下、「給与規程」という。）に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、積立金等を控除して支給する。

3 常勤役員等に対する報酬支給日等については、給与規程に定めるところによる。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

会 長	月額	50,000 円以内
副会長	月額	20,000 円以内
常務理事	月額	100,000 円以内

別表2 非常勤役員の報酬

区 分		日 額
理 事	理事会等会議への出席及び法人業務の為の出勤	3,000 円
監 事	監事監査等への出席及び法人業務の為の出勤	3,000 円

別表3 評議員の報酬

区 分		日 額
評議員会議への出席及び法人業務の為の出勤		3,000 円